

平成 27 年度第 3 回富里市国民健康保険運営協議会会議録(要点筆記)

招集年月日	平成 27 年 11 月 12 日		
招集の場所	富里中央公民館 2 階 研修室 (大)		
開会・閉会 の 時 間	開会 平成 27 年 11 月 12 日 14 時 閉会 平成 27 年 11 月 12 日 14 時 30 分		
◎会長 ○会長職務代理	氏 名	出欠等の別	届出の有無
	◎池田 明	○	
	○大塚 良一	○	
	林田 美恵子	○	
	綿貫 文雄	○	
	大竹 俊子	○	
	田中 章三	○	
	我妻 道生	○	
	内田 啓二	欠	有
	麻野 邦子	欠	有
会議録署名委員	池田 明		
説明のため出席 した者の職氏名	国保年金課長 栗原 智彦		
	国保年金課副主幹 岩舘 進		
	国保年金課主査 秋葉 忍		
職務のため出席 した者の職氏名	国保年金課主事 坂野 達郎		
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成２７年度第３回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成２７年１１月１２日（木）

午後２時～

場 所 富里中央公民館２階 研修室（大）

１ 開 会

２ 市長あいさつ

３ 議題

（１）平成２７年度富里市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（案）
について

（２）富里市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

※採決 全員賛成

４ その他

（１）次回会議予定について

事務局（案） 平成２８年２月４日（木）午後２：００

※開催する場合は事前に通知します。

５ 閉 会

○委員の意見

⇒市の説明

議題（１）平成 27 年度富里市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
⇒資料 1 の 2 ページをご覧ください。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 7,333 千円を追加し、予算の総額を 7,504,830 千円とするものであり、本年 4 月から 9 月までの 6 ヶ月間の実績に照らし当初の見立てよりも増額となるためいずれも保険給付費の増額補正を行うものです。

【歳出】

- ① 款：2 保険給付費 項：1 療養諸費 目：1 一般被保険者療養費
一般被保険者療養費負担事業：19 負担金補助及び交付金の予算額に不足が生じるため 443 千円を増額とするものです。
- ② 款：2 保険給付費 項：2 高額療養費 目：1 一般被保険者高額療養費
一般被保険者高額療養費負担事業：19 負担金補助及び交付金の予算額に不足が生じるため、6,760 千円を増額とするものです
- ③ 款：2 保険給付費 項：2 高額療養費 目：1 一般被保険者高額介護合算療養費
一般被保険者高額介護合算療養費負担事業：19 負担金補助及び交付金の予算額に不足が生じるため、130 千円を増額とするものです

【歳入】

歳入につきましては、資料 1 の 1 ページをご覧ください。
歳出に対応するため、基金を取り崩して財源とするものでございます。

○現状の基金残高を教えてください。

⇒今回の 12 月補正で 7,333 千円取り崩しても残りが 4 億 4381 万 8874 円となりますので、基金には余裕がございます。

○柔整療養費は一般被保険者療養費の大部分をしめているのか。

⇒大部分ではなく、一部にすぎません。

○一般被保険者療養費の補正時期について、補正額が当初予算額の約 1%ほどのわずかな金額となっているが、9 月分までの支払いを終えたこのタイミングでの補正とはどのような理由があるのか。

⇒お手元の資料に 3 月分と記載されておりますが、1 月に医療を受けた方の療養費を 3 月に支払いをしなければならないということで、3 月支払い分が足りなくなるというのが 9 月ま

での実績で、5%の見立てが6%と1%増えたことによって3月分の一部に不足が生じるだろうという積算となっております。

○採決に移ります。

議題の（1）平成27年度富里市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員

挙手全員です、よって承認されました。

議題（2）富里市国民健康保険税条例の一部改正（案）

⇒資料2をご覧ください。1ページに記載がございますが、内容といたしましては、国民健康保険税の課税限度額を平成28年度から医療分・支援分で1万円、介護分を2万円それぞれ引き上げ、合計で現行の81万円から4万円引き上げ85万円とするものでございます。その他の改正内容につきましては、地方税法の改正に伴いまして、配当所得や譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、所要の規定を整理するものでございます。説明は以上です。

○低所得者に対する軽減の拡大については、今年度行ったか。

⇒今回の規定の整備について、含まれておりません。すでに長において税制改正に伴う専決処分を平成27年3月31日に行い、同年4月1日より施行されているところでございます。

○今回課税限度額を改正することだが、今後の影響額について教えていただきたい。

⇒正確な金額につきましては、まだ平成28年度課税金額が確定しておりませんので申し上げることはできませんが、今年度の課税状況から推定しますと合計で502万2581円ほど増額となります。

○税条例の改正について、国で示された政令のとおり行うのか、また政令に対しての富里市の施行時期について教えてほしい。

⇒平成30年度の共同保険者化に伴った賦課限度額に対しての議論は現在ございません。ですが、保険税を決めるのは変わらず市町村という答えがすでにご覧いただけます。

県内市町村の税率はそれぞれ違いますのでバラつきがありますが、そうした中で、政令が交付され、本市は1年遅れで施行していますが、国の方で政令の示し方が変わらなければ同じような方向性で進んでいくだろうと考えております。

○採決に移ります。

議題の（２）富里市健康保険税条例の一部改正（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員

挙手全員です，よって承認されました。

議題は以上２点ですので承認案件は以上です。

4. その他

⇒次回会議予定について，３月議会前ということで平成 28 年 2 月 4 日（木）午後 2 時から開催を予定しておりますが如何でしょうか。内容につきましては，平成 28 年度当初予算等についてご審議いただく予定でございます